

久喜市議会
令和元年 1 1 月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 1 9 号	令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号） について	1
議案第 1 2 0 号	令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第 3 号）について	2
議案第 1 2 1 号	令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	3
議案第 1 2 2 号	令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4
議案第 1 2 3 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	5
議案第 1 2 4 号	久喜市公共施設個別施設計画検討委員会 条例	6
議案第 1 2 5 号	久喜市税条例等の一部を改正する条例	8
議案第 1 2 6 号	久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例	1 3
議案第 1 2 7 号	久喜市空家等対策協議会条例	1 4
議案第 1 2 8 号	久喜市「 ^{けんこう} 健幸・スポーツ都市」宣言について	1 6
議案第 1 2 9 号	指定管理者の指定について	1 8
議案第 1 3 0 号	指定管理者の指定について	1 9
議案第 1 3 1 号	路線の廃止について	2 0
報告第 2 6 号	賃貸借契約の締結の報告について	2 1
報告第 2 7 号	賃貸借契約の締結の報告について	2 2

議案第 1 1 9 号

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 120 号

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 11 月 25 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 1 号

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 2 号

令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 3 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の項の次に次のように加える。

公共施設個別施設計画検討委員会	委員	日額 6,000円
-----------------	----	-----------

同表液状化対策検討委員会の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会	委員	日額 6,000円
----------	----	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第124号

久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例

(設置)

第1条 久喜市が公共建築物に係る公共施設個別施設計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、公共建築物に係る公共施設個別施設計画の策定及び改訂について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることが

できる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、財政部アセットマネジメント推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公共建築物に係る公共施設個別施設計画を策定するに当たり、市民や有識者等からの意見を広く取り入れるため、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第125号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し、同条、附則第13条(見出しを含む。)及び附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成32年9月30日」を「令和2年9月30日」に改める。

附則第16条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 久喜市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成27年久喜市条例第40号)の一

部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成29年久喜市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第1条及び第2条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(久喜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 久喜市税条例の一部を改正する条例(平成29年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成30年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第7条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成31年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中久喜市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中久喜市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき久喜市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第

2項に規定する申告書について適用する。

- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 6 号

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成22年久喜市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第127号

久喜市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、久喜市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (3) 空家等に関する施策の推進に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、法第7条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、久喜市空家等対策協議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 8 号

久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言について

久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言を別紙のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、スポーツや運動等を通じて心身とも^{けん}に健康で躍動する、活気あふれるまちづくりを進めていくため、久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言を行いたいので、この案を提出するものであります。

けんこう
久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言

都市と自然が調和する永久（とわ）に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「健幸・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

－ 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。

－ 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。

－ 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。

－ とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。

議案第129号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称
久喜市立のぞみ園
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県久喜市六万部1435番地
社会福祉法人啓和会
理事長 新 實 啓 悦
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立のぞみ園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第130号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称
久喜市偕楽荘
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県久喜市北青柳1364番地
社会福祉法人久喜同仁会
理事長 土 屋 喬 義
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市偕楽荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 1 3 1 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜3009号線	久喜市江面	久喜市江面	

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第26号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 契約の名称 | 職員用端末賃貸借 |
| 2 契約の目的 | 製品サポートが終了する職員用パソコンを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 契約の金額 | 21,949,620円
(月額365,827円) |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
富士通リース株式会社 関東支店
支店長 坂口 雄二 |
| 6 契約締結の年月日 | 令和元年11月1日 |
| 7 契約の期間 | 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで |

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第27号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 契約の名称 | 学校WANセンターサーバ並びに小中学校教職員用及び図書管理用パソコン等賃貸借 |
| 2 契約の目的 | 老朽化した学校WANセンターサーバ及び教職員用パソコン等を入れ替えることにより、教育環境の整備充実を図る。 |
| 3 契約の金額 | 263,689,800円
(月額4,394,830円) |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市中央区下落合1079番地1
日通商事株式会社 埼玉営業センター
所長 石橋 泰浩 |
| 6 契約締結の年月日 | 令和元年9月2日 |
| 7 契約の期間 | 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで |

令和元年11月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一